

令和2年第4回（5月）臨時会

鏡石町議会会議録

(第381号)

令和2年5月14日 開会

令和2年5月14日 閉会

鏡石町議会

第4回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長の報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○報告第6号及び第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○報告第9号及び第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○報告第14号及び第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	24
○閉議の宣告	25
○町長あいさつ	25
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

鏡石町告示第35号

第4回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月11日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 令和2年5月14日（木）

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について
- (2) 専決処分した事件の承認について
- (3) 専決処分した事件の承認について
- (4) 専決処分した事件の承認について
- (5) 専決処分した事件の承認について
- (6) 専決処分した事件の承認について
- (7) 専決処分した事件の承認について
- (8) 専決処分した事件の承認について
- (9) 専決処分した事件の承認について
- (10) 専決処分した事件の承認について
- (11) 専決処分した事件の承認について
- (12) 専決処分した事件の承認について
- (13) 専決処分した事件の承認について
- (14) 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

令和2年第4回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程

令和2年5月14日（木）午後1時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 4 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 5 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第11号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第13号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第15号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第16号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 議案第71号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（10名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|-----|----|---|
| 1番 | 畑 | 幸一 | 君 | 2番 | 角田 | 真美 | 君 |
| 3番 | 橋本 | 喜一 | 君 | 4番 | 菊地 | 洋 | 君 |
| 5番 | 小林 | 政次 | 君 | 6番 | 井土川 | 好高 | 君 |
| 7番 | 渡辺 | 定己 | 君 | 8番 | 大河原 | 正雄 | 君 |
| 11番 | 円谷 | 寛 | 君 | 12番 | 古川 | 文雄 | 君 |

欠席議員（1名）

- 9番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
都市建設課長	菊地勝弘君	上下水道課長	吉田竹雄君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	倉田知典君
農業委員会事務局長	圓谷康誠君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開 会 午後1時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） みなさんこんにちは。ただいまから第4回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（古川文雄君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

7番 渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○議会運営委員長（渡辺定己君） それでは報告いたします。

第4回鏡石町議会臨時会議事日程。令和2年5月14日木曜日、午後1時開会。

1開会 招集者あいさつ、2開議 議事日程。日程番号、件名の順に申し上げます。第1 会議録署名議員の指名。第2 会期の決定。第3 報告第4号から日程第15 報告第16号まで、専決処分した事件の承認について、であります。日程第16 議案第71号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）。 日程第17 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。 招集者あいさつ、 3閉会。

以上であります。

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。

町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日は第4回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。今臨時会にご提案申し上げますのは、報告第4号から第7号の専決処分した事件の承認につきましては、税条例及び固定資産評価審査委員会条例、国保税条例並びに後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、報告第8号から報告第15号までの専決処分した事件の承認につきましては、一般会計並びに7つの特別会計の年度末の事業確定に伴う補正予算であります。報告第16号の専決処分した事件の承

認につきましては、町独自の事業として、新型コロナウイルス感染症対策の飲食業等事業継続緊急支援給付金事業の一般会計補正予算について、並びに議案71号として、同じく新型コロナウイルス感染症対策事業の特別定額給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の一般会計補正予算であります。よろしくご審議頂きまして承認・議決賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。よって、定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、7番 今泉文克君の1名です。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。よろしくお願いいいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番 井土川好高君。7番 渡辺定己君。8番 大河原正雄君。の3名を指名したいと思います。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

◎報告第4号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3 報告第4号 専決した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま上程されました報告第4号の専決処分した事件の承認につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。

この度の専決処分につきましては、鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されましたことに伴います一部改正であり、専決第3号として地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分しましたので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

この度の主な改正につきましては、1点目としまして所有者不明土地等にかかる固定資産税の対応でございます。登記簿上の所有者が死亡し相続登記になるまでは、現に所有している人に対して法律により申告させることができるようにしたこととでございます。また所有者が明らかでない場合は、使用者を所有者とみなし固定資産税を課すことが出来るようにしたものでございます。2点目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦控除の見直し等としまして、婚姻歴の有無や性別にかかわらず政経を1つにする子を有する単身者について、ひとり親控除として所得控除を適用するものです。併せまして個人住民税の人的非課税措置の範囲をひとり親及び寡婦と今までより広げるものでございます。3点目につきましては地方法人税関係としまして、法人税が連結納税制度から各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行しますが、法人住民税については引き続き、グループ内法人の損益通算の影響が及ばないような措置を講ずるものでございます。4点目は、地方たばこ税で、軽量の葉巻たばこについては、重量比例課税から本数課税方式へ改正するものでございます。5点目が、これらの改正にかかる施行時期及び経過措置などのための附則の改正とございます。6点目が法改正に伴う改元の対応とございます。

議案書2ページをお願いいたします。2ページから6ページ中段までが改正の第1条としまして、現行の町税条例を改正するものでございます。まず第24条につきましては、個人町民税の非課税措置について、ひとり親を対象に追加するものでございます。第34条の2につきましては、個人町民税の所得控除について、ひとり親控除を追加し、控除できる納税義務者の所得上限額を追加するものでございます。第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3及び第48条につきましては、項ずれ及び給与所得者及び公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族申告書にその種の記載を不要とする旨の所要の措置とございます。第54条につきましては、固定資産税の納税義務者等について、調査を尽くしても所有者が明らかにならない資産においては、使用者がいる場合は使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものでございます。

議案書3ページ中段をお願いいたします。第61条及び第61条の2につきましては、項ずれ措置とございます。第74条の3及び4ページの75条につきましては、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合、現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の新設及び文言の整理とございます。

議案書4ページをお願いいたします。第94条につきましては、軽量な葉巻たばこの課税方式について、重量比例課税から本数課税へ改正するもので、令和2年10月1日からにつきましては、令和3年9月30日まで、1本当たり0.7グラム未満の本数の算定につきましては、当該葉巻たばこ1本を紙巻きたばこの0.7本に換算するものでございます。第96条につきましては、たばこの卸売り販売業者が輸出にかかる課税免除の適用を受けようとする場合の必要な手続き規定を整備するものでございます。第98条及び第131条につきましては項ずれ措置でございます。附則第3条の2及び附則第4条につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。

議案書5ページをお願いいたします。附則第6条及び附則第7条の3の2につきましては、改元対応でございます。附則8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例の適用期限を3年延長するものです。附則10条から議案書6ページの附則第16条までは改元の対応、項ずれの措置及び文言の整理でございます。

議案書6ページ附則第17条及び附則第17条の2につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例創設及び優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税特例についての適用期限3年延長することに伴う所要の措置でございます。附則第22条及び附則第23条につきましては改元対応でございます。

議案書6ページ中段から8ページ上段まで、改正の第2条でございまして、現行の町税条例を改正するものでございます。議案書6ページ第19条から23条につきましては、項削除に伴います規定の整備でございます。第31条、第48条、議案書7ページの第50条及び8ページの第52条までにつきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うことや、課税標準を法人税額とすることに伴う規定の整備でございます。

議案書8ページの第94条をお願いいたします。こちらは軽量な葉巻たばこの課税方式について令和3年10月1日以降についてのものでもございまして、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数算定については、当該葉巻たばこの1本をもって葉巻たばこ1本に換算するものでございます。附則第3条の2につきましては項削除に伴う措置です。

議案書8ページから9ページ上段が第3条改正で、こちらは平成31年制定の鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を法改正に合わせて改正するもので改元の対応でございます。

議案書9ページをお願いいたします。附則第1条につきましては、施行期日を定めるものでございまして、条項により施行期日が異なるため第1号から第5号までそれぞれ施行期日を定めるものでございます。附則第2条は延滞金に関する経過措置、第3条及び10ページの第4条は、町民税に関する経過措置、第5条は固定資

産税に関する経過措置、11ページになりますが、第6条及び第7条は町たばこ税に関する経過措置となっております。

議案書11ページをお願いいたします。11ページ下段から13ページまでが附則第8条による改正から附則第11条による改正で、平成27年から平成30年制定の鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を、法改正に合わせて改元対応を行うものでございます。

以上、上程されました報告第4号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議頂き、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了といたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。報告第4号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

挙手全員であります。したがって本案は承認されました。

◎報告第5号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、報告第5号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第5号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書の14ページをお開き下さい。この度の専決処分につきましては、鏡石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正でございまして、専決第4号としまして地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるもの

でございます。

15ページをご覧ください。鏡石町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。第1条中の見出し及び第2条第4項並びに第3条第2項については句読点の整理でございます。第4条第1項につきましては、句読点の整理及び同条第2項中第2号としまして審査の申出に係る処分の内容を加え、同条に第6項として、審査申出人は代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない、と加えるものであります。第5条第1項から第5項につきましては、句読点の整理をし、第4項を削り、第5項を第4項とするものであります。第6条第1項は句読点の整理、同条第3項を第4項としまして、第2項としまして前項の規定に関わらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術活用法」という）第6条第1項の規定により同条に規定する電子情報処理組織を使用して弁明された場合には前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす、を加えるものであります。同条に第5項としまして、委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない、を加えるものであります。第8条第6項は句読点の整理、同条第8項第5号は文言の整理、16ページをお開き下さい。第11条第1項にあっては「場合においては」の次に「、次に掲げる事項を記載し委員会が記名押印した」を加え、第1号から第4号を加えるものです。同条第2項中、句読点を整理し第12条とするものでございます。第10条第1項中、文言の整理後第11条に改め、第10条としまして費用負担の規定を追加するものです。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議頂き、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより報告第5号 鏡石町固定資産評価審査委員会条例一部を改正する条例の制定についてを専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第5号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第6号及び第7号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、報告第6号及び日程第6、報告第7号の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なし、と認めます。従って日程第5、及び日程第6の報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました報告第6号並びに報告第7号の専決処分した事件の承認についての2件について提案理由のご説明を申し上げます。議案書17ページをお願いいたします。

まずはじめに報告第6号の専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。この度の専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日公布されたことに伴う一部改正でございまして、専決第5号として地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。この度の改正のうち、第2条につきましては国民健康保険税基礎課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税限度額を16万円から17万円に改正する規定であります。第23条につきましては、国保税の減額措置に関する規定であり、各軽減世帯にかかる基礎課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げ、さらに減額措置にかかる軽減判定として第2号の5割軽減世帯にかかる1人当たりの所得加算額28万円を28万5千円に、第3号の2割軽減世帯にかかる1人当たりの所得加算額51万円を52万円に改めるものでございます。附則第4項及び第5項につきましては、法改正に伴い長期譲渡所得にかかる国民健康保険税の課税の特例に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例を創設したことにより改正するものでございます。附則といたしまして第1条で施行期日を令和2年4月1日から施行するものとし、但し書きとして附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行とするものでございます。また第2条においては、改正後の条例の適用について、

令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとさせていただきます。以上、報告第6号について提案理由の説明を申し上げました。

議案書19ページをお願いいたします。次に、報告第7号の専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。この度の専決処分につきましては、鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正され、令和2年4月27日に施行されましたことに伴う改正であり、専決第6号として地方自治法第179号第1項の規定により令和2年4月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

20ページをお願いいたします。この度の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者で被用者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律により福島県後期高齢者医療広域連合において傷病手当金が支給されることとなりましたことから、構成市町村の事務に申請書受付事務を追加するものであります。改正条文につきましては、第2条中第8号を第9号とし、第8号として広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給にかかる申請書の提出の受付を加えるものであります。なお附則につきましては施行期日を定めるもので、福島県後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の公布・施行期日であります令和2年4月27日とするものでございます。

以上、一括上程されました報告第6号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定並びに報告第7号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を行いました。ご審議頂き、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより報告2件の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。はじめに報告第6号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第6号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に報告第7号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって報告第7号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第8号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、報告第8号の専決処分した事件の承認についての件を議題としたいと思えます。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） 議案書21ページをお願いいたします。ただいま上程されました報告第8号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。本件は令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）といたしまして令和2年3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

22ページをお願いいたします。この度の補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります令和元年度予算の整理をしたものであります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,412万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億640万7千円とするものであります。歳入歳出予算の補正につきましては、本議案書に記載のとおりであります。内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせて頂きたいと思えます。30ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議頂きご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） ただいま上程されました報告第8号、一般会計の補正なんですけれども、48ページ。7項の企画費の中の説明欄224番プレミアム付商品券事業1,742万7千円が減額となっております。午前中の説明ですと50%

切っている状態です、ということで、はっきり言って消費が冷え込んでいる。その中においてこのプレミアム商品券は魅力が無いのか。今までのプレミアム商品券を発行した場合どのくらいの申し込みがあったのかその比率、そして今後におけるこのプレミアム商品券をどのように考えていくのか、お答えをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。昨年度のプレミアム付商品券事業についての内容についてですけれども、発行率ということで言いますと繰り返しになってしまいますが確認の意味でご説明させていただきますと、非課税者が2,107、子育て世帯が372、合計しまして2,479人中ということで、うち非課税世帯の申請人が854、と子育て世帯が372世帯ございまして、発行人数といたしましては1,226人ということで、発行率につきましては49.5%という結果となってしまいました。実際に購入した商品券を換金している実績等につきましては、合計しますと2,201万1,500円となっております。販売の金額につきましては2,214万円となっております。換金につきましては99.4%となっております。なぜその商品券の発行人数・対象者に対して49.5%になったかと言いますと、対象者については非課税世帯及び子育て世帯ということでございまして、ある程度想定した中で言いますと、低所得者が中心であるということと、プレミアム率が悪いかなと。これは国の施策でございしますので、私ども何とも言えないところでございしますが、そういったところで、やはり事業といたしましては対象者としては魅力が無かった事業ではなかったかな、ということで分析をしているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。
2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私2番から質問します。48ページ、鏡石駅東臨時駐車場の件で。整備工事、これは今回工事が進まなかったということを聞いております。しかしですね、あの場所、岩瀬農業高校の子どもさん、ばかりではありませんけれども、主にその方々の駐輪場であります。そういったことから以前からこういった計画はあったと思うんですけれども、今回こういった形でできなかったわけでありまして、今後ですね、早急にしていかないとやっぱり設備の面で色々高校生に負担があると、ということも聞いておりますので、早急な実施をお願いしたいと思っております。で、大体いつ頃出来るのかお聞きしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。
町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。この駅東口、先程も全協の中で質問がございました。そういった中で総務課長よりJRの関係で、ということでもありますけれども、具体的に言いますと、台風の影響もあったということでもあります。もう一つはJRの関係の電柱を移転しなければならない、そんな関係で台風の状況も含めてJRの移転が3月いっぱいぎりぎりになってしまったということでこの工事を断念せざるを得なかったということで、今回減額をさせて頂いたと。これにつきましては、6月定例議会の中で計上する考えであります。またもう一つはこれに合わせまして、できれば今の用地の南と北、これも約2,000㎡前後だと思っておりますけれども、確保しながら将来に向けてこの駅東口については整備をして参りたいという風に考えているところです。以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより報告第8号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第8号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第9号及び報告第10号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、報告第9号及び日程第9、報告第10号の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。従って報告2件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました報告第9号及び報告第10号の専決処分した事件の承認について、2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書87ページをお願いいたします。

まずはじめに報告第9号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして専決第8号として地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分しましたので別紙のとおり報告し承認を求めますのでございます。議案書88ページをお願いいたします。この度の令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,644万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,939万1千円とするものでございます。詳細につきましては94ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 続きまして議案書107ページをお願いいたします。報告第10号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして専決第9号といたしまして地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分を行いましたので別紙のとおり報告し承認を求めますのでございます。議案書108ページをお願いいたします。

この度の令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,296万7千円とするものでございます。詳細につきましては114ページからの歳入歳出事項別明細により説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 以上、一括上程されました報告第9号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）及び報告第10号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議頂きご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより報告2件の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。はじめに報告第9号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第9号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に報告第10号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第10号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

○議長（古川文雄君） ここで換気のため、暫時休議いたします。

休議 午後2時16分

開議 午後2時21分

◎報告第11号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。日程第10、報告11号の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました報告第11号、専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。議案書121ページをお願いします。

専決第10号としまして、令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分したものであります。122ページをお願いいたします。

この度の補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,718万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,492万2千円とするものでありま

す。詳細につきましては事項別明細によりご説明申し上げます。129ページをお願いします。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 説明につきましては、以上ご説明申し上げます。ご審議頂きご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。報告第11号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第11号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第12号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、報告12号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、橋本喜宏君。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第12号の専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。141ページをお願いします。

報告第12号、令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして専決第11号として地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日付けで専決処分したもので別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

失礼しました。補正予算の内容でございます。申し訳ございません。142ページになります。この度の令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第

3号)につきましては、年度末の事業確定による精算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,509万7千円とするものでございます。大変申し訳ございませんでした。先程で事項別明細により説明させて頂きました。

以上、上程されました報告第12号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議頂きご承認頂きますようお願い申し上げます。大変失礼しました。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより報告第12号 令和元年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号)を専決処分した事件の承認についての件を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって報告第12号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第13号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、報告13号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました報告第13号、専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。議案書153ページをお願いします。

本件は、令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決第12号として令和2年3月31日付けで専決処分したものであります。議案書154ページをお願いします。

この度の補正につきましては、年度末をもって事業費が確定したことにより令和元年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ589万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1億7,695万9千円とするものでございます。内容につきましては160ページからの事項別明細により説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、報告第13号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより報告第13号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって報告第13号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第14号及び報告第15号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、報告第14号及び日程第14、報告第15号の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。従って報告2件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました報告第14号、専決処分した事件の承認について。専決第13号、専決処分書。令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から、報告第15号、専決処分した事件の承認について。専決第14号、専決処分書。令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）までの2会計の専決処分した事件の承認について。

て、ご説明申し上げます。専決第13号、専決第14号の専決処分書は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。165ページでございます。

はじめに専決第13号、専決処分書。令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。166ページをお開き下さい。この度の補正につきましては、令和元年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,415万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,070万円とするものであります。内容につきましては172ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 179ページでございます。次に専決第14号、専決処分書。令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）でございます。180ページをお開きください。この度の補正につきましては、令和元年度の事業確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ946万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,840万円とするものであります。内容につきましては186ページから事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議頂きご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより報告2件の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。はじめに報告第14号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって報告第14号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に報告第15号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)を専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第15号、専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第16号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄君) 日程第15、報告第16号、専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長(小貫忠男君) ただいま上程されました報告第16号、専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。議案書190ページをお願いいたします。

本件は、令和2年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)といたしまして、令和2年4月22日付けをもって専決処分したものでございます。191ページをお願いいたします。

この度の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業のための補正予算であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,200万円とするものであります。詳細につきましては196ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○副町長(小貫忠男君) 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議を頂きご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(古川文雄君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長(古川文雄君) これより報告第16号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)を専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって報告第16号、専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎議案第71号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、議案第71号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第71号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書199ページをお願いいたします。

この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として特別定額給付金事業並びに子育て世帯への臨時特別給付金給付事業のための補正予算であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,251万円とするものであります。詳細につきましては204ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議を頂き議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） 11番の円谷ですが、今度の給付金は当初は収入が半減した世帯に30万円という閣議決定を覆ってですね、国民1人10万円という給付が決まったわけですが、自治体によっては既に支給をした自治体もあるわけですね。みなさんだいたい報道されているものですから、いつ出るんだという感が強いんですね。我が町としては何日になれば支給を出来るのか。その辺の見通しについてお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長（小貫秀明君）登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。現時点での状況でございますのでご理解頂きたいと思っております。私ども目下申請書等につきましては封入作業を行っております。その作業につきましてはプロジェクトチームを設置して作業に当たっているということでご理解を頂きたいと思っております。それと大変恐縮なんですけど、その申請書に同封いたします、一世帯に当たりマスクを10枚ほど入れるということで多少それに時間がかかっている、ということでこれもご理解を頂きたいと思うのですが、封入作業を行い、今のところ15日、今週金曜日ですね。明日ですね。に、郵送するという予定です。ご自宅に届くのが4日以内には届くのかな、と考えております。それで基本的には申請につきましては、郵送並びにオンライン申請という方式がございますが、それによって行って頂きたいということでございます。申請方式についてはその2種類。郵送方式とオンライン方式、マイナンバーカードを持っている方については申請をして頂くということでございます。それによりまして今現在、オンライン申請につきましては5月1日から申請を受け付けております。オンライン申請につきましては15日、明日、第1回目の振込を予定しております。次に郵送につきましては18日から窓口も開きまして、会場については勤労青少年ホームの軽運動場で対応していく予定でございます。郵送方式での振込につきましては現時点では今月末、5月29日金曜日に第1回目の振込をするという予定です。以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第71号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員「挙手」〕

挙手全員であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第17、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によってお手元に配布しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（古川文雄君） ここで閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、原案のとおり議決並びに承認を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

補正予算の執行につきましては、補正の趣旨に基づき、速やかな執行と有効活用に努めますとともに、全庁をあげてこの新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで参りたいと考えております。議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて、第4回鏡石町議会臨時会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年5月14日

鏡石町議会議長 古川文雄

署名議員 井土川好高

署名議員 渡辺定己

署名議員 大河原正雄